

年金を増やして、多くもらうために

年金をより多くもらう方法として、次の5つの制度があります。それぞれ申し込みの手続きが必要です。

① 付加保険料 少しの付加でお得な上乘せ！

第1号被保険者(及び任意加入者)の方は、毎月の保険料に加えて月額400円の付加保険料を納めると、200円×付加保険料納付月数で、計算された金額が生涯老齢基礎年金に加算されます。

例えば 40年納付した場合の支払額 $400円 \times 40年(480月) = 192,000円$
 1年間に上乘せされる支給額 $200円 \times 40年(480月) = 96,000円 \rightarrow 2年間で192,000円$

※2年間受給すると、支払った保険料と同額を受給することになるため、大変お得です。

- 定額保険料を納めた月分のみ付加保険料を納めることができます。(付加保険料だけの納付はできません。)
- 第2号・第3号被保険者、国民年金基金加入者の方は、ご利用できません。
- 付加保険料の納付は、申出のあった月分からになります。(※さかのぼって申し込むことはできません)



② 高齢任意加入 満額に近づけるために！

3ページのBさん、Cさんのように、未納や免除期間がある方は、満額の年金をもらうことはできません。そこで、60歳から65歳までの間、任意加入して納付することで、年金額を満額または満額に近づけることができます。

- 1年でも2年でも自由に加入でき、やめることができます。
- すでに老齢基礎年金を受けている方は、任意加入はできません。
- 高齢任意加入は、申出のあった月分からになります。(※さかのぼって申し込むことはできません)



③ 特例任意加入 年金がもらえるようになるために！

老齢基礎年金の受給資格期間が足りないために、年金がもらえない場合は、65歳から70歳になるまでの間に受給資格期間を満たすことができるまで加入して保険料を納め、老齢基礎年金を受け取ることができる特例任意加入制度があります。
 (昭和40年4月1日以前生まれの人対象)

④ 国民年金基金 よりゆとりある老後のために！

国民年金の第1号被保険者が、よりゆとりある老後を過ごすことができるように、老齢基礎年金に上乘せする公的な年金です。毎月の掛金は全額社会保険料控除されます。

お問い合わせ・お申し込みは **全国国民年金基金沖縄支部へ**

〒900-0029 沖縄県那覇市旭町116番地37(自治会館3階)

フリーダイヤル 0120-65-4192

制度の詳細につきましては、



⑤ 個人型確定拠出年金(iDeCoイデコ)

自分で入る、自分で増やす、
 もうひとつの年金

「iDeCo」は、国民の皆様の老後生活の安定に向けた自助努力を支援するため、法律に定められた「私的年金」のひとつで、国民年金第1号被保険者も対象となっています。

※国民年金基金等の確定給付型の年金とは違い、掛金とその運用収益の合計額をもとに将来の給付額が決定する公的年金に上乘せする制度です。

※平成29年1月から、第3号被保険者や公務員の方等も加入の対象となっています。

イデコダイヤル 0570-086-105

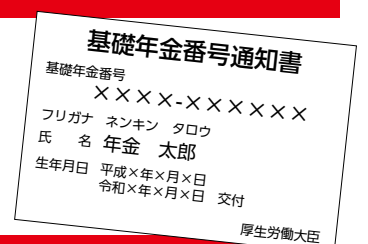
制度の詳細につきましては、



令和4年4月から年金手帳は 基礎年金番号通知書に変わります！

令和4年4月以降、●**新たに年金制度に加入する方** ●**年金手帳の紛失などにより再発行を希望する方**には、基礎年金番号通知書を発行いたします。

※既に年金手帳をお持ちの方には基礎年金番号通知書の発行は行いません。引き続き、年金手帳を大切に保管してください。



国民年金のお知らせ

ハイサイ市民課
国民年金
グループ
TEL:861-6901
FAX:862-4564

重要!

はいたい、学生のみなさん
知っていますか?



学生納付特例制度

学生納付特例制度とは?

経済的な理由により国民年金保険料の納付ができない学生を対象として、保険料の納付を猶予する「学生納付特例制度」があります。この制度を申請して承認されると、保険料の納付をしなくても万が一の事故や病気で障害になったときの「障害基礎年金」や「遺族基礎年金」にも対応します。

(その他の要件で給付できない場合もあります。) そのためにも早めに申請することが重要になります。手続きは右の通りです。ご準備ができましたら早めに申請してください。

学生納付特例制度と老齢基礎年金の関係について、詳しくは2ページの『保険料が納められないときは…免除制度を利用しましょう』の欄をご覧ください。

申請は
お早めに!



申請手続き

受付場所: **那覇市役所 ハイサイ市民課 国民年金グループ**(本庁舎1階11番窓口)

受付開始: **令和4年4月1日(金)～**
(ただし土日祝日を除く)

受付時間: **午前8時30分～午後5時15分**
混雑が予想されますので、なるべく午後4時45分までにお越しください。

手続きに必要なものは?

- 学生証(有効期限内のもの)
または在学証明書(令和4年4月1日以降発行のもので在学期間のわかるもの)
- 基礎年金番号がわかるもの(年金手帳または納付書等)
またはマイナンバーがわかるもの(マイナンバーカードまたは通知カード)
- 大学・短期大学・高等学校・専門学校以外の各種学校の場合に、
修業年限が1年以上である証明書が必要になることがあります。
- 本人確認ができるもの(運転免許証、マイナンバーカード、パスポートなど)

所得のある学生で、次の条件に該当する場合

- 令和2年12月31日から申請日までの間に仕事をやめた方で、
離職票または雇用保険受給資格者証があればご用意ください。
- ※申請に必要なものがそろえば、代理の方でも申請できます。
(本人直筆の委任状が必要ですが、同一世帯者の申請に関しては必要ありません。)
- ※申請に関して不明な点は、国民年金グループへお問い合わせください。

4月1日(金)より令和4年度分の受付スタート

日本年金機構から学生納付特例継続通知ハガキが送られてきた人は

送られてきたハガキに必要な事項を記入のうえ、返送してください。

(ハガキを返送すれば、手続きしたこととなり、再度市町村窓口で申請する必要はありません。)

学校を卒業した人は

学校を卒業したら、満額の老齢基礎年金を受けるためにも、保険料をさかのぼって納めること(追納)をおすすめします。学生納付特例申請が承認され、納付を猶予された期間の保険料は10年以内であれば追納することができます。ただし、3年目以降に追納する場合は当時の保険料の額に経過した年数に応じた加算額が上乗せされます。卒業後、保険料の納付が困難な場合は、申請免除・納付猶予などの制度がありますので、ご相談ください。

国民年金保険料の追納、納付、学生納付特例の継続通知などについてのお問い合わせは
那覇年金事務所 ☎855-1111(自動音声案内2⇒2)へお願いします。

令和4年度 国民年金保険料は

年 額 199,080円 月 額 16,590円

国民年金保険料は自営業者や学生などの第1号被保険者が納める保険料で、年齢・所得・性別に関係なく一律です。国民年金保険料は、日本年金機構から送付される納付書で、各金融機関、郵便局、コンビニエンスストア等の窓口で納められます。また、口座振替納付やクレジットカード納付・電子納付(インターネットバンキングなど)もできます。

前納や口座振替にすると保険料は安くなります！

1 現金で1年分を前納
(まとめて前払い)

年額「3,530円」割引!!

2 口座振替で早割(当月末振替)

月額「50円」の割引!!

注意 口座振替での令和4年度分1年前納(4～9月分の6ヶ月前納も含む)の申し込みは2月末で受付を終了しています。

ご注意! 少しの期間の未納でも・・・

1年間の未納の場合 → 年額で約2万円 } **生涯、受け取る年金額が**
10年間の未納の場合 → 年額で約20万円 } **少なくなります。**

保険料が納められないときは……免除制度を利用しましょう

経済的な理由で保険料納付が困難な人
免除制度(全額・一部)

収入の少ない人(50歳未満)
納付猶予制度

経済的な理由で保険料納付が困難な学生
学生納付特例制度

申請して承認されると

- ①免除を受けた期間は、免除の種類に応じて、一定の割合で、受け取る年金額(老齢基礎年金)に反映されます。
- ②納付猶予・学生納付特例を受けた期間は、受け取る年金額(老齢基礎年金)に反映されません。
- ③免除・納付猶予・学生納付特例を受けた期間は老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金を受けるために必要な期間に算入されます。

※免除・納付猶予・学生納付特例を受けた期間については、10年以内であれば後から保険料を納めること(追納)もできます。免除などを受けた年度から起算して3年目以降に保険料を追納する場合には、経過期間に応じた加算額が上乗せされます。

新型コロナウイルス感染症の影響により 国民年金保険料の納付が困難な人へ

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少し、所得が相当額まで下がった場合の臨時による特例免除申請が可能です。以下の2点をいずれも満たした人が対象になります。

- ①新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月以降に収入が減少した人
- ②令和2年2月以降の所得の状況からみて、当年中の所得見込み額が、国民年金保険料免除基準相当になることが見込まれる人(免除等の判断においては、世帯主および配偶者(納付猶予は配偶者のみ)も審査対象となります。)

産前産後期間の保険料免除申請

■対象となる人：国民年金第1号被保険者で出産日が、**平成31年2月1日以降の方**

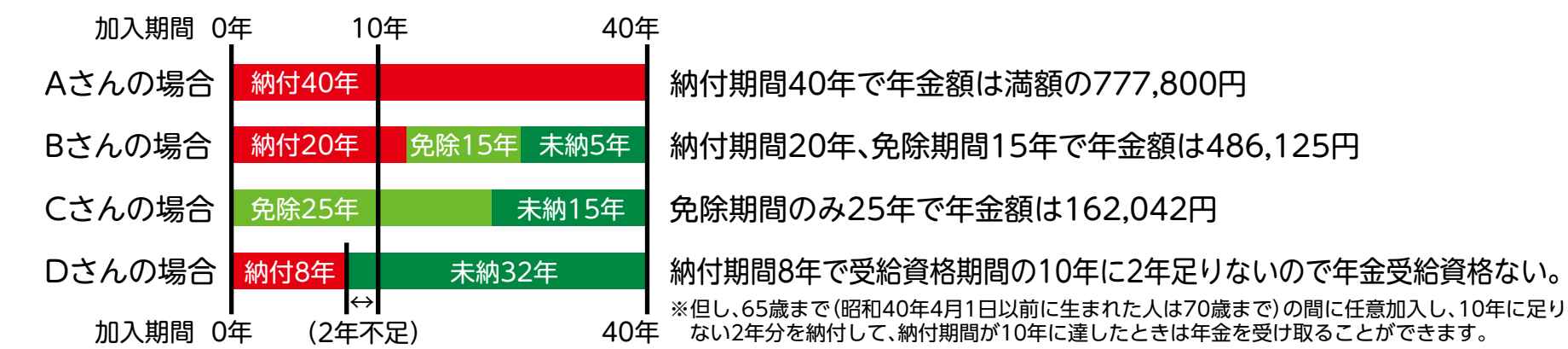
※産前産後期間と認められた期間は、保険料を納付したものとして、老齢基礎年金の受給額に反映されます。
※出産予定日の6か月前から届出を行うことができます。

老齡基礎年金

老齡基礎年金は、原則として65歳から受給する年金です。老齡基礎年金を受けるには10年以上の受給資格期間が必要です。保険料納付済期間や免除、納付猶予、学生納付特例期間などは、この10年の受給資格期間に算入されます。
ご注意! 一部免除期間については、免除の対象ではない残りの保険料を納付しないと、免除期間ではなく、未納期間となります。

令和4年度 老齡基礎年金の額 年額777,800円(40年間の保険料をすべて納めた場合)

■納付と免除と未納 年金を受け取る時にはこんなに違う！(免除は全額免除で、平成21年3月までの計算式で計算した場合)



(令和 4 年 4 月から年金制度の一部が改正されます。)

■現在、老齡年金の受給開始時期は、自身の希望により60歳から70歳の間で選択することができ、老齡年金を66歳以後に受給開始(繰下げ受給)する場合、年金額は65歳から繰り下げた月数によって増額(1月あたり0.7%増額)します。
令和 4 年 4 月から繰下げの上限年齢が70歳から75歳に引き上げられ、年金の受給開始時期を75歳まで自由に選択できるようになります。

●対象となる方は令和 4 年 3 月 31 日時点で、次のいずれかに該当する方です。

- ①70歳未満の方(昭和27年 4 月 2 日以降生まれの方)
- ②老齡年金の受給権を取得した日から起算して5年を経過していない方(受給権発生日が平成29年 4 月 1 日以降の方)

■現在、老齡年金を65歳前に受給開始(繰上げ受給)する場合、年金額は繰上げ請求をした月から65歳到達月の前月までの月数によって、1月あたり0.5%減額(最大30%減額)します。
令和 4 年 4 月から、この繰上げ受給の減額率が1月あたり0.5%から0.4%に変更されます。

●対象となる方は令和 4 年 3 月 31 日時点で、60歳未満の方(昭和37年 4 月 2 日以降生まれの方)です。

●昭和37年 4 月 1 日以前生まれの方については、現行の減額率0.5%から変更はありません。

※いったん繰上げ・繰下げ請求をすると生涯同じ割合で、減額または増額された老齡基礎年金を受け取ることになります。

障害基礎年金

国民年金加入中(または60歳以上65歳未満で国内に住所のある方、または20歳になる前)に初診日(初めて医師の診療を受けた日)のある病気やケガによって、法令に定める障害等級の1級・2級に該当した場合に受給する年金です。
受給には、一定の納付要件※を満たす必要があります。
(20歳前に初診日がある場合は納付要件不要)

令和 4 年度 障害基礎年金の額

1 級障害	年額972,250円
2 級障害	年額777,800円

遺族基礎年金

国民年金加入中の方、または加入していた方で60歳から65歳未満の方(いずれも一定の納付要件※が必要)、また保険料納付済期間と保険料免除期間、合算対象期間を合計した期間が25年以上ある方が亡くなったときに、その方に生計を維持されていた子のいる配偶者、または子に支給されます。

令和 4 年度 遺族基礎年金の額

[子のある配偶者(子1人)]	年額 1,001,600円
[子が受給するとき(子1人)]	年額 777,800円

※子がいる場合は、加算があります。
※子とは、18歳の誕生日を迎えた後の3月31日までの子、または法令に定める1級・2級の障害の状態にある20歳未満の子。

※納付要件について 障害基礎年金・遺族基礎年金を受給するためには、

初診日(遺族基礎年金の場合は亡くなった日。以下「初診日等」という。)の前日に、次の①または②のどちらかひとつを満たしていることが必要です。

①3分の2要件
初診日等の前日において、初診日等の前々月までに保険料を納めた期間と、免除期間、納付猶予期間、学生納付特例期間を合計した期間が加入期間の3分の2以上であること。

②直近の1年間要件(令和8年3月31日までの特例)
初診日等の前日において、初診日等の前々月までの直近1年間に保険料の未納期間がないこと。